

高等学校移管に伴う取扱い（案）

職 種	取扱い	備 考
教諭(※1)	府採用	・大阪府の採用手続き(選考に応募)が必要 ・府採用決定後、市の退職手続き
養護教諭		
実習助手(※2)		
事務職員(※3)		
再任用教諭 再任用養護教諭 再任用実習助手	府に派遣	・本市退職者を府で再任用できないため、本市の再任用として府へ派遣 ・R3年度末定年退職者については、府の勤務形態で募集 (週31時間勤務がない以外は同じ)
管理作業員	府に派遣 派遣期間満了後は 市立学校園に 人事異動	・派遣期間は1年単位とし、民間委託までの間 (学校により原則1年間～3年間) ・派遣職員内で、現業管理体制を構築

- ※1 教諭のうち、中学校からの人事交流者については、令和3年度末をもって中学校へ復帰するものとします。
- ※2 実習助手は、採用者数が現大阪市立高等学校における大阪府の配置基準を超える場合、現大阪府立学校の実習助手への配置となる可能性があります。
- ※3 大阪府を希望する事務職員については、府の基準人数までは府の採用となります。但し、府の基準人数を超える場合は、市立小中学校等への異動を検討。また、府の基準人数を満たさない場合は、派遣を行うことを検討。
令和3年度末年齢60歳以上64歳以下の学校事務職員については、令和4年4月からは大阪市立の他校種(市立小・中学校等)での勤務となります。
- ※4 ・大阪府での講師を希望する者については、府の講師希望者登録(令和3年11月頃を予定)を行ってください。
・大阪府での臨時主事や臨時の実習助手等を希望する者については、原則ハローワークを通じて手続きを行ってください。
・会計年度任用職員(非常勤講師除く)については、高校移管後となる令和4年度以降、本市としての募集はありませんのでご理解願います。
・なお、いずれの職につきましても、大阪府で引き続き何らかの勤務を希望される方につきましては、大阪府で募集する職に希望登録を行ってください。